

短期連載

# 「住民税」の実務に強くなる 短期セミナー

税理士 野村幸広

## 第1回 個人の住民税の基礎知識

### はじめに「住民税」の全体像

「住民税」という名前の税金はないことは、経理ウーマンのみなさんであればご存知の方も多いのではないでしょうか。「道府県民税」（東京都においては「都民税」）と「市町村民税」（東京都特別区においては「特別区民税」）を合わせて、一般的に住民税と呼んでいるのです。では、住民税には個人の住民税と法人の住民税があるということはご存知でしょうか。「実務に強くなる」話の前に、まずは住民税の全体像を説明していきましょう。

税は、課税する主体が国か地方自治体（都道府県や市町村）かによって、国税と地方税に分けることができます。住民税は課税する主体が地方自治体なので、地方税に分類されます。

地方税の例を挙げると、自動車

所有者には自動車税、不動産所有者には固定資産税、温泉好きには入湯税、タバコ好きにはタバコ税など、実にさまざまな種類があります。これらの税が、「地方税法」というたった一つの法律で定められています。

もちろん住民税も、この地方税法の中で定められていますが、「住民税」という名称での記述はありません。冒頭で述べたとおり、住民税とは道府県民税と市町村民税の総称だからです。ですから、住民税についての法律的な根拠は、地方税法の第2章「道府県の普通税」第1節「道府県民税」と、第3章「市町村の普通税」第1節「市町村民税」に記載されています。

地方税法の道府県民税の節では、道府県民税の納税義務者と課する道府県民税を次のように規定しています。

①道府県内に住所を有する個人に対しては、均等割額と所得割額の合算額の道府県民税を課す

②道府県内に事務所または事業所を有する法人に対しては、均等割額と法人税割額の合算額の道府県民税を課す

①が個人の住民税、②が法人の住民税についての記述です。市町村民税の節にも同様の規定がありますが、「道府県」という言葉を「市町村」に置き換えただけで、内容は同じです。

それにしても、なぜ個人や法人に住民税が課されるのでしょうか？ 東京都が発行している「ガイドブック都税2003」によると、住民税とは「都や区市町村が行なう住民に身近な行政サービスに必要な経費を、住民（個人・法人）にその能力（担税力）に応じて広く分担してもらうもの」とされています。

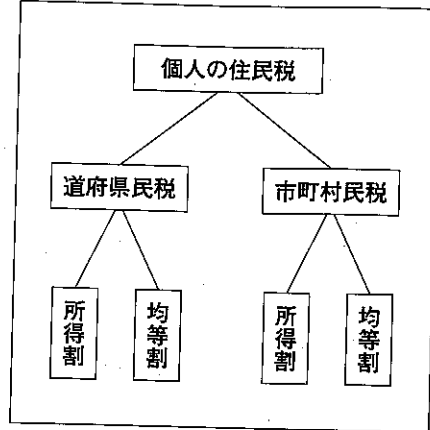
急ぎ足になりましたが、以上が住民税の大まかな全体像になります。

この連載では、第1回と第2回で個人の住民税を、第3回で法人の住民税を勉強していきます。なお、個人の住民税の第1回となる今回は、実務の裏付けとなる幅広い知識を、次回は実務的な話題を中心に解説していきたいと思えます。

### 個人の住民税のしくみ

それでは、個人の住民税について説明していきましょう。地方税法の個人

図表1 個人の住民税のしくみ



に関わる道府県民税・市町村民税の条文を分かりやすく要約すると、次のようになります。

個人は、住所のある道府県に道府県民税を支払う。また、個人は住所のある市町村に市町村民税を支払う。いずれも均等割額と所得割額の合算額によって支払う（図表1参照）。

ここで重要なのが、「均等割」、「所得割」という言葉です。それぞれ解説していきましょう。

### 「均等割」とは？

均等割は、一定以上の所得のある個人について所得の多少に関わらず均等の額で課税されるものです。これは、そこに住むすべての住民は地方自治体から等しく利益を享受しているから、その利益に見合う負担をすべきであるとする「応益負担の原則」の考え方に

図表2 所得割の計算

課税所得金額 × 税率 - 税額控除 = 所得割額

II

所得金額	所得控除
<b>前年の所得</b> 利子所得 配当所得 不動産所得 事業所得 給与所得 譲渡所得 一時所得 雑所得 退職所得 →退職所得金額 山林所得 →山林所得金額 総所得金額	<b>物的控除</b> 社会保険料控除 損害保険料控除 生命保険料控除 雑損控除 医療費控除 寄付金控除 等 <b>人的控除</b> 配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除 障害者控除 老年者控除 勤労学生控除 等

基づいています（ただし、一定以下の所得の場合は非課税）。

個人の住民税の均等割は、道府県民税均等割と市町村民税均等割の合計額となります。道府県民税は一律で、納税義務者1人当たり1,000円です。一方、市町村民税の均等割額は人口が多い市町村ほど高く設定されています。

人口50万人以上の市と東京都特別区	3,000円
人口5万人以上50万人未満の市	2,500円
人口5万人未満の市町村	2,000円

市町村民税の均等割額が人口によって違うのは、各市町村の行政水準の程

度などに応じた負担をすべきだと考えられているからです。

なお、住民税は基本的に住所のある都道府県や市町村に対して支払うものですが、そこに住所を有していなくても（住んでいなくても）、別荘や事務所を持っている場合には、均等割額を支払わなければならないことがあります。これは、たとえその都道府県や市町村に住んでいなくても、その自治体からある程度の行政サービスを受けていると考えられるためです（ただし、後述の所得割額は課税されません）。

### 「所得割」とは？

図表3 所得割の税率

課税所得の段階	市町村民税		道府県民税	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下の部分	3	—	2	—
200万円超・700万円以下の部分	8	100,000	2	—
700万円超の部分	10	240,000	3	70,000

所得割は所得に応じて課税されるもので、所得の多い人ほど負担も大きくなります。均等割の「応益負担の原則」とはまったく異なり、負担する側の住民の能力に応じて負担額を決定しようというものです。これを「応能負担の原則」と呼び、国税の所得税にもこの考え方が反映されています。

個人の住民税の所得割は、均等割と同じく道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額となります。

### ●所得割の計算方法

所得割の計算構造は、所得税と同様です。所得税の確定申告書を書いたことのある方には難しくないと考えますが、経験のない方は少し複雑に感じるかもしれません。

所得割額は、次の算式で計算します。

$$\text{前年の課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除 (120ページ図表2参照)}$$

算式中の課税所得金額の計算方法は、基本的に所得税と同じです。また、税率(図表3参照)についても所得税同様、超過累進税率が採用されています。課税所得金額について、もう少し詳しく説明していきましょう。

#### ① 課税所得金額

課税所得金額は、次の算式で計算します。

$$\text{所得金額} - \text{所得控除額 (120ページ図表2参照)}$$

所得控除額は、年末調整の実務を行なわれている方にはなじみ深いものだと思いますので、まずは所得控除からおさらいしていきましょう。所得金額については、後ほど解説します。

#### ② 所得控除額

所得控除は、物的控除と人的控除に分けられます。

物的控除には、次のものがあります。

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除

生命保険料控除は、所得税の年末調整時に保険会社から送られてくるハガキで計算するものなので、経理ウーマンのみなさんならよくご存知なのではないでしょうか。所得税では、一般分と個人年金分を合わせて最高10万円まで控除できますね。住民税では金額が異なり、一般分と個人年金分それぞれ最高3万5,000円ずつで合計7万円を控除できます。損害保険料控除も同様で、所得税では短期・長期合わせて最高1万5,000円ですが、住民税では最高1万円の控除となります。ちなみに、住民税の所得控除額が所得税よりも低額になっているのは、できるだけ多くの住民で負担を分かち合うという住民税の性格(負担分担)によります。

社会保険料控除は、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の全額です。

その他の雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、寄付金控除は、確定申告の際の控除となりますので、経理担当者の実務レベルでは、所得控除の物的控除とは主に生命保険料控除、損害保険料控除、社会保険料控除と考えていただいてもよいと思います。一方、人的控除には次のものがあります。

ます。

障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

こちらでも年末調整でおなじみだと思います。

配偶者控除・扶養控除は、所得税においては控除対象配偶者や扶養親族1人につき、原則38万円を控除できますが、住民税では原則33万円です。ただし扶養控除は、年齢によって控除額が変わるので注意が必要です。

配偶者特別控除は、生命保険料控除や損害保険料控除のハガキを添付する「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」の記述に基づいて行なうもので、これも所得税と基本的に同じです。ただし、金額が所得税では最高38万円のところ、住民税では最高33万円となっており、配偶者の所得が増えるにしたがって最低3万円まで減っていきます。

また、基礎控除はすべての納税義務者について一律に控除されるもので、控除額は33万円になります。

他の人的控除の説明は割愛しますが、以上の人的控除と物的控除の合計が所得控除額となり、その金額が年末に作成する源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」欄に記入されることとなります(117ページ図表4(A)参照)。

図表4 源泉徴収票

平成 年 分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ) 氏名(役職名)	(受給者番号)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
老齢	特定	老人	その他
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除額
(補償) 年固定率控除額	配偶者の合計所得	個人年金保険料の金額	長期損害保険料の金額
夫あり	未成年者	乙	本人が障害者
老	者	年	者
一	般	特	別
夫	特	別	夫
死	に	退	職
災	害	者	
外	国	人	
中	途	就	・ 退
職	退	職	年
明	大	昭	平
年	月	日	年
月	日		
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	(電話)
署番号		整理番号	

315-1

③ 所得金額の計算

それでは次に、所得金額について説明していきましょう。  
所得税と同じく、住民税では個人の所得を次の10種類に分類します。

利子所得	配当所得	不動産所得
事業所得	給与所得	譲渡所得
一時所得	雑所得	退職所得
山林所得		

名前だけでも、内容のおおよその見当はつくのではないのでしょうか。  
利子所得と配当所得は名前のとおり、預金利息や株式等の配当に関する所得です。10種所得の計算は、いずれも「収入-経費」ですが、基本的に利子所得や配当所得に経費はないので、

「収入金額=所得金額」と考えてください。

不動産所得や事業所得の計算には、決算が必要になります。決算によって年間の収入と経費を明らかにし、「収入-経費」で所得金額を算出します。よく個人事業主の方が「これ、経費になる？」などというのは、この不動産所得か事業所得の必要経費として認められるかどうかを指しています。

これに対して必要経費という概念がないのが給与所得です。給与所得には経費がない代わりに、給与所得控除という制度が設けられています(116ページ図表5参照)。源泉徴収票に則しっていると、給与の総額が「支払金額」欄に、給与所得控除後の給与所得の金

図表5 給与所得控除額の計算

給与の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% (65万円以下の場合には65万円)
180万円超 360万円以下	収入金額×30% +18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% +54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10% +120万円
1,000万円超	収入金額×5% +170万円

額が「給与所得控除後の金額」欄に記載されることとなります(117ページ図表4②参照)。

譲渡所得の代表例はゴルフ会員権の譲渡でしょうか。なお、不動産の譲渡による所得は分離課税(後述)となります。

一時所得とは、たとえばクイズの賞金などの偶発的な所得です。一時所得では、「収入-経費」の2分の1の金額を所得金額とすることとしています。最近の話題としては、外資系企業に勤めるサラリーマンが、本国の親会社からもらったストックオプション(自社株購入権)について、給与所得か一時所得かが争われた事例があります。これは今も係争中ですが、一審では一時所得、二審では給与所得という判決が出ています。給与所得だと給与所得控除後の金額が所得金額となってしましますが、一時所得であれば収入の2分の1のみが所得金額とされるのです

図表6 退職所得控除額

通常の退職の場合	
勤続年数 20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合には80万円)
勤続年数 20年超	70万円× (勤続年数-20年) +800万円
障害者になったことが原因で 退職した場合	
上記で計算した額+100万円	

から、納税者としては一時所得の方が得になるわけです。

雑所得とは、先述の所得及び後述する退職所得・山林所得のいずれにも当てはまらない所得です。

以上の各種所得をそれぞれ計算してから、その金額を合計し、ある1人の個人の所得金額が計算されます。そして、前述の算式「所得金額-所得控除額」に当てはめて、課税所得金額を算出します。この課税所得金額に税率を掛けると、所得割額を求めることができますというわけです(120ページ図表2参照)。このように、さまざまな所得を総合し、その金額に対して税率を掛けて課税する方式を「総合課税方式」と呼びます。

さて、10種類の所得の説明で、退職所得と山林所得の説明を飛ばしました。この二つについては、他の所得と合算せず、退職所得なら退職所得のみ、山林所得なら山林所得の金額に対しての

みに税率を掛けて所得割額を計算します。このように、他の所得と分けて課税する方式を、「総合課税方式」に対して「分離課税方式」と呼びます。

退職所得とは退職金の所得です。一時所得と同じように、人生で何回も得られる所得ではありませんから、一定の非課税枠（退職所得控除額）があります（116ページ図表6参照）。退職金額から退職所得控除額を差し引いた金額を、さらに2分の1にします。これに税率を掛けて、退職所得に対する税額を計算します。こうすると、退職所得に対する税額はかなり軽くなります。また、他の所得と分離することにより、税率の低い部分を必ず利用できるというメリットもあります。

山林所得はめったにお目にかかることはないと思いますが、ヒノキやスギなど、山林の木を切り出して得た所得です。苗を植えてから収入を得るまでに長い歳月を要することから、特別に軽い課税方式が採用されています。

この他、図表2にはありませんが、不動産を売却した場合や、株式を譲渡した場合の所得についても、他の所得と総合せず分離して課税することになっています。なお、この場合の税率は図表3とは異なり、所得額に関係なく一定の税率が採用されています。

#### ④ 税額控除

最後に簡単に、税額控除について触れておきましょう。税額控除とは、課

税所得金額に税率を掛けて求めた税額の合計額から、一定の金額を差し引くことです。住民税には、外国税額控除と配当控除の2種類があり、どちらも二重課税を調整するために行なわれるものです。

以上、個人の住民税について、税額の計算方法を駆け足で説明しました。

今回の内容を経理担当者の実務でいうと、社員の住民税額（所得割額）の計算の基礎となる、給与所得の金額と所得控除額の計算を、源泉徴収票及び給与支払報告書の作成を通じて行なっているということを理解していただけたのではないのでしょうか。

今回は、今回の知識を基礎として、より実務的な内容に踏み込みます。

#### ●のむら ゆきひろ

1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。会計事務所勤務、税理士・社労士らとの共同事務所経営を経て、2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。2002年中小企業診断士登録。Eメール・info@nomura-co.com URL・http://www.nomura-co.com 【近況】先日、生まれて初めてレンガ積みを経験しました。レンガ接合のためにセメントと砂と水を混ぜてモルタルを作るのですが、その重いこと、重いこと。童話「三匹のこぶた」の末っ子はエライな、と思った次第です。